

第20回 投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和2年10月5日（金）17:00～18:00

2. 場所：合同庁舎第4号館11階 第1特別会議室

3. 出席者：

（委員）小林喜光（議長）、高橋進（座長）、武井一浩（座長代理）、岩下直行、佐久間
総一郎、竹内純子、谷口綾子、夏野剛

（専門委員）石岡克俊、井上岳一、落合孝文、増島雅和、村上文洋

（政府）河野大臣、田和内閣府審議官

（事務局）井上室長、彦谷次長、黒田次長、渡部次長、山西次長、川村参事官

（ヒアリング）

<放送を巡る規制改革（フォローアップ）>

総務省 大臣官房審議官 湯本 博信

総務省 情報流通行政局情報通信作品振興課長 三島 由佳

文化庁 審議官 出倉功一

文化庁 著作権課長 岸本織江

文化庁 著作権課著作物流通推進室長 日比 謙一郎

4. 議題：

（開会）

放送を巡る規制改革（フォローアップ）

（閉会）

5. 議事概要：

○川村参事官 それでは、定刻になりましたので、「規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、オンライン会議となります。お手元に資料を御準備いただき、御参加をお願いします。

また、本日は小林議長、谷口委員、河野大臣にも御出席いただいております。

大槻委員、鶴瀬専門委員は所用により御欠席です。

それでは、河野大臣、一言御挨拶をお願いいたします。

○河野大臣 お忙しい中、ワーキング・グループに御参加をいただきましてありがとうございます。今日もどうぞよろしく申し上げます。

前回のワーキング・グループの後、文化庁、総務省、しっかり話をさせていただいて、放送の許諾をした際にデフォルトは同時配信も許諾をしたものと推定する、それから、裁定制度をしっかり使えるようにする、とにかく蓋かぶせがない同時配信がしっかりできるよ

うにする、との政府としての大方針を示しました。

一昨日でしたか、日本テレビが同時配信のトライアルをスタートさせたと聞いておりますし、NHKも利用登録が既にもう100万件を超えている中で、国民の利便性を考えるとこの蓋かぶせを外すということ、それから全体のパイが広がることによって権利者も放送事業者も利益を大きくすることができるわけですから、権利者と放送事業者の間の利益の分配についてもきちんとルールを決めていかなければいけませんし、裁定制度が活用されるようにしていかなければならないと思っております。

国民の利便性が向上することによって、国民、権利者、放送事業者みんなメリットを享受することができる。そういうルールをしっかりとつくっていききたいと思っております。通常国会に法案を提出し、すぐにでもそうした状況をつくり出せるようにしていきたいと思えます。

ただ、いろいろ詳細でしっかり詰めなければいけないところもあると思っておりますので、そういう大方針が現実的にしっかり機能するためにどうしていったらいいのか、しっかりとした御議論をお願いしたいと思えます。

限られた時間ではございますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○川村参事官 河野大臣、ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は高橋座長にお願いをいたします。

よろしくお願ひします。

○高橋座長 高橋でございます。皆さん、よろしくお願ひします。

本日の議題は、前回、9月25日に引き続き、放送を巡る規制改革のフォローアップです。

前回、このワーキングで議論させていただいた後、9月28日に文化庁において第3回のワーキングチームが開催されております。

今回は、前回の議論も踏まえ、改めて文化庁から今後の方向性、検討スケジュールについて御報告いただき、その後、議論をしたいと思えます。

また、総務省にも御参加をいただいております。

それでは、まず文化庁より御説明をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○文化庁（出倉審議官） 文化庁でございます。よろしくお願ひいたします。

前回、河野大臣、それから委員の皆様からいただきました御指摘を踏まえまして、検討に当たったの基本方針を見直すとともに、同時配信等を進めるための制度改正の方向性を整理いたしましたので、御説明をさせていただきたいと思えます。この内容につきましては、総務省とも認識共有を図って進めております。

それでは、資料を御覧ください。

資料をめくっていただきまして1ページ目でございます。「検討に当たったの基本方針」でございます。

まず、同時配信等が視聴者の利便性の向上、コンテンツ産業の振興、国際競争力確保等

の観点から喫緊の課題であることを明記しております。

また、2つ目の○でございますけれども、放送と同等の権利処理を可能とする制度改革を目指すことも明記をしております。

3番目の○でございます。前回のワーキング・グループでも御議論、多々御意見をいただきました。何よりもまず、国民から見た利便性を第一としつつ、視聴者・放送事業者・クリエイターの全てにとって利益となるような措置を迅速に講じることを基本方針としております。

これにつきまして、10月中に結論を得て早急に詳細な制度設計を進め、次期通常国会での法案成立を目指すこと。これも改めて明記をしております。

このような基本方針につきしては、文化審議会のワーキングチームにおいても共有をいたしまして議論を進めているところでございます。

それでは、資料の2ページ目を御覧ください。

先ほどの基本方針の下で、文化審議会のワーキングチームで前回のこの投資等ワーキング・グループでいただきました御意見、これもしっかり紹介をしつつ具体的な措置の方向性について議論を行いました。その結果、おおむね委員の方々から共通認識が得られている内容を元に、こちらをまとめてございます。

では、まず上の四角でございます。

視聴者・放送事業者・クリエイターの全てにとって利益になる仕組みを迅速に構築するために幅広い関係者の意見も踏まえながら、当事者間の契約だけでは限界がある部分について、協議の場の設置や制度改革を実施し、課題を総合的に解決していくことにしております。

その際、同時配信のほか追っかけ配信や見逃し配信、これも視野に入れまして多様なサービス形態に対応してまいりたいと考えてございます。

真ん中の四角でございます。

具体的な措置といたしまして、この著作権制度を原因といたしますフタかぶせが生じ得る4つの課題の全てにしっかり対応する法制度改革を行うことにしております。

まず、1つ目でございます。

放送に加えて配信の許諾を得るのが負担だという課題がございます。これにつきましては、許諾推定規定というものを創設いたしまして、ワンストップでの権利処理を図ってきたいと考えてございます。

それから、課題の2、3につきましては、裁定制度の見直しでございます。

まず、課題2でございますが、契約交渉が折り合わない場合への対応として協議不調という場合の裁定制度について、今は放送だけでございますが、同時配信等にも拡充したいと考えてございます。

課題3でございます。

権利者不明の場合の対応としての裁定制度につきましては、放送事業者からの要望に補

償金の事前供託制度の免除や申請手続の電子化、これにより利便性の向上を図りたいと考えてございます。

課題の4つ目でございます。

これは、放送で認められております権利制限規定等、これは放送でしか対応できないわけでございますが、これを同時配信等についても拡充をしたいと考えてございます。

併せて、一番下に※2で書いてございますように、レコード・実演について、実務上、円滑に許諾が得られないアウトサイダーへの手当てもしっかりと講じてまいりたいと考えてございます。

これによりまして、著作権制度に起因するフタかぶせは解消できるのではないかと考えてございます。

それから最後の四角でございます。

制度上の障害のない課題につきましては、総務省とも連携をいたしまして当事者間の協議の場を設置し、簡便な権利処理を行う等を進めたいと考えています。これにつきましては、制度改正を待たずにすぐに着手をしたいと考えてございます。

引き続きまして、ページをめくっていただきまして3ページ目を御覧ください。制度改正のイメージ、今御説明したものを整理してございます。時間の関係もございまして、後ほど御覧いただければと思います。

それからもう1枚めくっていただきまして4ページ目でございます。今後のスケジュールでございます。

この後、本日の議論を踏まえまして、10月12日に文化審議会のワーキングチームを開催いたしまして方向性を取りまとめ、それは19日に親会であります「基本政策小委員会」のほうに報告をし、その後は、11月、12月にかけて、より詳細な制度設計を再びワーキングチームを3回から4回開催いたしまして進めていくという考えでございます。

その上で、確実に次期通常国会への法案提出をしっかりと進めていきたいと考えてございます。

後ろのほうに参考といたしまして、諸外国の制度をつけてございます。これも後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、以上を踏まえて質疑応答に入りたいと思います。

例によってウェブツールの手を挙げる機能を使っていただいて、お願いしたいと思います。

では、こちらから指名をさせていただきたいと思います。必ずしも手を挙げた順番ではないかもしれませんが、行きます。

まず、夏野さん。

○夏野委員 ありがとうございます。

文化庁さん、短い期間で前向きに回答を出していただいて、本当にありがとうございます。いろいろな御苦勞、お察しします。

1点だけ質問があるのですけれども、特に3ページの許諾推定規定の創設なのですけれども、これは推定するという規定を使うというのは、放送みなしとすることと何が違うのか、違いを説明していただけるとありがたいなと思いました。

以上です。

○高橋座長 それでは、少し質問をまとめていきましょう。

佐久間委員、お願いします。

○佐久間委員 ありがとうございます。

私も同じ点です。

逆に言えば、なぜ許諾のことに關してみなしとできないのか。許諾について、放送と同時配信等を放送とみなすということにできない理由はなぜかという点。

それと、この「権利者が別途の意思表示をしていなければ」というのは、意思表示というのは、口頭でもいいわけですから今のこういう書きぶりでは非常に不安定だと思います。

昭和の時代ならともかく、今の時代であれば企業としては書面、確固たるものがない限りそれは相手の意思表示があったかなかったかというのは言った、言わないで終わってしまうということですから、みなしではなくこういう規定にするにしてもここは放送の許諾をした場合には同時配信も許諾したものとみなすと。ただし、権利者が書面なり非常にはっきりとした形で別意の意思表示を同時にしていなければ、もう放送と同じに扱うというように非常にクリア形でない限り、今のままでは結局、言った、言わない、後で言った、メールで別意の意思表示をしていたとかいうことになるので、これでは不十分ではないかと思ひます。

その点、質問も併せていかがでしょうか。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、もう一人、村上委員お願いします。

○村上専門委員 村上です。どうも御説明ありがとうございます。

2点質問があります。

1つ目が、2ページで「同時配信のほか追っかけ配信・見逃し配信も視野に」とありますが、3ページで「同時配信等も許諾したものと推定」と書かれていますので、追っかけ配信・見逃し配信も同時配信と同等に扱うという考えをお持ちということによろしいでしょうか。これが1点目です。

2点目が、同じ2ページで「視聴者・放送事業者・クリエイターの全てにとって利益になる」、これは非常に重要なことだと思います。特に放送事業者とクリエイター、あるいは権利者と今後、密な調整が必要になると思ひますが、どのような調整をどんなスケジュールで行う予定なのか、もし決まっていたら教えてください。

以上、2点です。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、お三方質問が出ましたので、これについて回答を文化庁からお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

○文化庁（出倉審議官） ありがとうございます。

推定規定について何点か御質問をいただいております。

みなしではなくてなぜ推定にするのかということだろうと考えておりますが、今回のこの検討に当たっては事業者、権利者の意見をよく聞いて丁寧に対応するということが基本になってございます。

みなしということについては、まだ権利者のほうの反対の意見もかなり大きいということもあり、今回は推定ということを用いたらどうかと考えてございます。

実際に、この放送事業者の要望の中にも、同時配信等の意思表示が明確でない場合にもちゃんと対応するようにというようなこともございました。

この推定規定を用いれば、明確に意思表示をされていないような場合は、改めて同時配信等の許諾を得ることなく使用が可能になるということでございますので、放送事業者もこれまでの手間というのは格段に減少するのではないかと考えてございます。

それから、みなしと推定の違いでございますけれども、推定規定であれば一度、許諾推定ということになされた場合に、後から権利者のほうが明確な証拠をもって「私たちとしては許諾はしていないのだ」というようなことが証明できれば、この推定というものを翻すことができるという意味で権利者にも安心感があるのではないかとということで、そこがみなしと推定の大きな違いになってございます。

なぜみなしとできないのかということについては、今回はまだ権利者のほうにそういうことに対する抵抗感が大きいということで推定という形で先ほどの証明をすればということとセットでやりたいと考えてございます。

それから、別途の意思表示は書面であるべきではないかとということでございました。本日の御意見も踏まえて、またワーキングチームでよく整理をしたいと考えてございます。

追っかけ、見逃し配信も対象にするかということでございます。これについては、ここに書いてございますように、追っかけ、見逃し配信も視野に入れてしっかりやりたいと思っておりますが、この後まだ放送事業者とか権利者とよく一つずつ調整をするということがありますので、私たちはそういうことも十分念頭に置いて議論を進めてきたいと思っております。

それから、権利者との調整、もしくは放送事業者との調整でございます。放送事業者との調整については総務省のお力も借りながら、しっかりやっていきたいということと、権利者との調整につきましては今回のこの議論も踏まえましてその都度しっかり意見交換をし、御納得をいただきながらこれを進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

最後の調整のスケジュールについては、総務省さんからも御意見をお伺いしてよろしいでしょうか。

お願いします。

○総務省（湯本審議官） 総務省でございます。

今、お話がありました放送事業者、それから権利者との調整につきましては、具体的にスケジュールが固まっているわけではございませんが、なるべく早く顔合わせをしていこうということで、実際に調整を当たっておりますので、近いうちにキックオフできるのではないかと考えております。

以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

それから、いささか私見になりますが、見逃し配信についてはぜひともこれは含めていただきたいと思えます。

先ほど、権利者と放送社の目線の話がありましたけれども、国民目線としても、今、非常に高額な機器を買って見逃し配信に対処している状況なので、これができるようになると非常に助かるのですね。これは夏野さんも前におっしゃっていたと思えますけれども、ぜひとも国民目線でも検討をお願いしたいと思えます。

続いて、質問をさらにお受けしたいと思えます。増島委員、竹内委員、谷口委員、岩下委員、この順番でお願いしたいと思えます。

どうぞ。

○増島専門委員 ありがとうございます。

このアウトサイダーの報酬請求権化について少しお伺いをさせていただきます。

これは前事務年度の議論の中でも少しいろいろ議論をさせていただいていまして、文化庁さんのほうから新制度ということで、補償金付権利制限規定という御提案が出て、若干唐突感があって、放送事業者さんはこんなの使わないみたいな話がたしか出てきて、少し紛糾したように記憶をしているのですけれども、今回やろうとされているのは当時、御提案いただいた補償金付権利制限規定とは違う形でこれをやられるという御趣旨なのでしょうか。それとも、これが復活しているといえますか、前回おっしゃったこれをやられたいということなののでしょうか。

この点をまず、教えていただけますでしょうか。

○高橋座長 続けてどうぞ。竹内委員。

○竹内委員 ありがとうございます。

本当にこんなに短い間で来たので、改めて資料をまとめていただいて本当にありがとうございます。

そうなりますと、今まで御賛同が得られないとおっしゃっていた点等が、本当に御賛同が得られるのかどうかということも含めてちょっと気になるので御確認をさせていただ

きたいのですが、1点目が今まさに増島先生も御指摘になられたアウトサイダーに対する報酬請求権化ということで、こちらはたしか放送事業者さんが導入に反対とおっしゃっているというふうに6月のワーキングでは伺ったように思っているのですが、今回は賛同を得られるということによろしいのでしょうかというところをお伺いしたい。

アウトサイダーへの対応については、拡大集中許諾制度という選択肢もあるのではないかというお話もあったかと思えますけれども、ちょっとこの点も含めてもう一回御説明をいただきたいというところと、先ほど既に御回答はいただいているのですが、推定のルールにつきまして、リスクが放送事業者さんに寄せられるということにならないようにしないと、ちょっと実用的ではないのではないかと。

例えば、確かに権利者さんの権利を保護するという最後の、ある意味とりでを残した形の制度設計も重要だとは思いますが、そのたびにその訴訟等が起きた場合のリスクが放送事業者さんにかかり寄せられるという形になってしまうと、これはこれで現実性がない制度ということになりますので、改めましてこの放送事業者さんの要望等も含めてこの制度の検討を進めるということで大丈夫なのかというところを、ちょっと御説明の補足をいただければありがたいなと思えます。

○高橋座長 谷口委員、お願いします。

○谷口委員 ありがとうございます。

見逃し配信、追っかけ配信も検討されるとのこと、大変期待をしております。

そこで、ちょっと伺いたいのですが、今後の放送番組については法改正で対応できるのではないかと思います。一方で、これまでの番組がどうなるのかというのが、気になります。素人考えで恐縮なのですが過去の番組でも素晴らしいコンテンツがたくさんあって、私もいろいろ研究に使いたい素材があるのですが権利関係で使えない状況がありまして、過去の番組も広い意味では全て見逃し配信というようにみなすというのは難しいものなのではないでしょうか。その見逃し配信の定義とか限界があるのであれば、教えてください。またそれを打破する方法がもしあるのであれば御検討いただければと思います。

以上です。

○高橋座長 岩下委員、お願いします。

○岩下委員 どうもありがとうございます。

私も皆さんと一緒に、今回、文化庁さんが大変前向きに本件を取り上げてくださったということについて高く評価したいと思います。

前回の本ワーキング・グループが、様々なマスコミ等で取り上げられ、河野大臣の御発言が大きくクローズアップされたことはこの場の方々には皆さんよく御存じだと思いますが、本来であればそうしたニュースに報道されるようなことがなくても本件については着実に進めただけであれば本当はありがたかったと思いますが、今回こういう形で進んだということは大変評価したいと思います。

その上で今日、御説明いただいた資料の最後に御参考までということで、後で読んでくださいと書かれた5ページ、6ページのところがちょっと気になりましたので、この点について若干申し上げたいと思います。

こちらの5ページの一番上に、諸外国の制度概要ということで、2020年3月の委託調査結果を基にと書いてあります。この委託調査結果というのは、先ほど文化庁さんのホームページを拝見したところ、多分これはアライド・ブレインズさんに御発注された「放送コンテンツ等に関する権利処理の円滑化と権利者への適切な対価還元に係る諸外国の著作権制度及びライセンス環境に関する調査研究」の報告書のことだと思われま

す。この報告書を私は読んでみました。読んでみましたが、そこでちょっと違和感があったのは、こちらの資料で見ますと何となく下の2つの国ですね。日本と韓国が同じ制度みたいに見えます。見えるのですが、韓国は完全にこの種の例えば同時配信であるとか、あるいは様々なコンテンツの海外での流通であるとかというところについては、極めてアドバンストな対応を取っていることは御存じだと思います。日本においても韓流ブームがあり、あるいはアジア諸国において韓国のコンテンツが非常に広く使われているというのも事実だと思うわけですね。

なぜこの違いがあるのかということについて、いろいろ見ていましたら、JAMCOさん、これは放送番組国際交流センターのシンポジウムの中で韓国の研究者の方がおっしゃっておられましたが、これは著作権法を所管する文化庁さんに申し上げるのは釈迦に説法だと思いますが、韓国の著作権法では通常の著作権者が映像化を許諾した場合に、それは単に映像物を製作するためにすることだけではなくて、例えば伝送を目的とした映像著作物を伝送することなどを許諾したもの推定するという項が入っております。

今回の文化庁さんの御提案にあるこの推定の部分というのは、多分この韓国の法制に近いものになるのかなと考えておりますが、ちなみにこの伝送権を推定することになったのは2003年であります。今から17年前です。「冬のソナタ」が日本で流行した年であります。まさにその辺から韓流ブームが始まり、様々な国でこのコンテンツから流行したわけでありまして、それはなぜかという権利処理が楽で費用が安く使いやすいからであるということ

をテレビ関係者から聞いたことがございます。そうなると、逆に言うと日本はこれまでそうでなかったがゆえに、コンテンツ制作者、クリエイター、あるいは放送局等が本来得べかりし利益を多分得られていなかった可能性がある。これは消費者も同じですが、放送局側も同じなのであろうと思われるわけですね。その部分についての配慮というものが多分、必要ではないかと考えます。

この点、私は韓国のことをちょっと調べていて、へえと思ったのは、韓国の著作権料の収支というものが出ています。それによって韓国の著作権料の、いわゆる韓流コンテンツの売り上げによってどれぐらい黒字になったかということが詳細に統計で、これは韓国の文化庁に当たるところでしょうか。そこが出しているわけですが、日本ではどうもそういう統計がないのですね。

国際収支統計の中に著作権の収支というのがありますが、これは著作権はプログラムの著作権を含めているので、いわゆる文化財的などといいますか、映画、ドラマ、音楽等の著作権に係るものかどうかというのが分からないのですが、果たして日本の文化著作物は収支は黒字なのでしょうか。赤字なのでしょうか。

それは、これを改正することによって黒字化するということが期待できるのでしょうかというところについての検討をする、あるいは分析をする機能を文化庁さんはお持ちなのか。あるいは今後、そういうことをされる予定があるのかということについてもぜひ教えてください。

私からは以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

ちょっと多岐にわたりましたが、文化庁さん、それではお願いします。

○文化庁（出倉審議官） ありがとうございます。

まず、報酬請求権の件でございます。

今回、総務省に取りまとめいただきました放送事業者からの要望の中でも、このアウトサイダーへの対応というのは改めて要望として整理がされておりました。

文化庁としては、この前6月のときの議論を先ほど申されましたけれども、一つこのアウトサイダー問題を対応するのに、この報酬請求権という仕組みは有効なのではないかということで、今回もパッケージの中の一つとして整理をしてございます。

集中許諾制度と、この報酬請求権とのどちらがよりいいのかということについてのお尋ねがございました。私たちにとしての今の整理としては、集中許諾権制度というのは欧米で取られているところがあると聞いておりますが、この欧米で取られている仕組みの中には、拡大集中許諾から離脱するという権利が認められています。この離脱した人というのは、実際はこの拡大集中許諾制度の中からではなくて個別に許諾を得なくてはならないということになりまして、そういうことになると、今の日本でレコードなどでやられています集中管理から外れたアウトサイダーと同じような状況になるのではないかと考えます。

今回、私たちが提案しますアウトサイダーへの報酬請求権ですけれども、この仕組みであれば使用前に許諾を得なくても、後で報酬を払うということでアウトサイダーと言われる人たちのものも使用が可能となりますので、放送事業者の利便性という意味ではかなり向上するのではないかと考えてございます。

それから、放送事業者の御意向をよく聞いてということでございます。今回、私たちは推定規定のことも含めてですけれども、放送事業者の要望をベースに権利者の方々がどこまで対応できるかということで、現実的に今、取り得る仕組みとして考えてございます。そういう意味では、放送事業者にも御理解をいただいてこの推定規定というものをしっかりと進めていきたいと考えてございます。

見逃し配信についてでございます。これについては、定義を含めてさらにこのワーキングチームで議論をいただくことにしておりますが、今、日本でこの見逃し配信として進め

られているのは、1か月程度と聞いております。ですので、そこが一つの考え方としてなされるのではないかと考えております。

それから、かなり古いものの遡及というのはなかなか法律上難しいのではないかと考えておいて、その解決方法としては裁定制度をうまく活用していただきたいと考えてございます。

最後の岩下先生の大変重要な御提案でございます。しっかり勉強はしないといけないと思っておりますが、韓国の状態については担当課長のほうから少し御説明をさせていただきたいと思っております。

○文化庁（岸本課長） 著作権課長の岸本でございます。

岩下先生から御指摘のありました韓国における実演家の許諾推定の規定というのは、録音・録画権を持っている実演家の映画の著作物に出演を許諾したときに、その後の二次利用については、その権利交渉をする機会を失うというワンチャンス主義という規定でございます。日本では既に実演家の映画の著作物に出演する際にワンチャンス主義ということで規定は置かれておりますので、いわばその後のDVD化とか放送とかそういう部分に関しては実演家が何も言えなくなるという意味では、より一層一元化されて、最初のところでワンストップでもう権利処理される仕組みがもうできております。

その上で、韓国のコンテンツビジネスの海外展開と比べて日本の国際収支が改善する見込みがあるのかという点に関しましては、恐らく制度上の問題以外にも個社の海外展開に関するビジネスモデルの問題などもあると思うのですけれども、展開していく意欲を持っていただくという意味では、今回の制度改正をすることでなるべくそのコストの負担を軽減するということが役に立つのではないかと期待をしております。

なお、その収支についてのデータなのですけれども、コンテンツビジネス全体のデータは経産省のデジタルコンテンツ白書などで公表されていると思うのですけれども、ライセンス料の国際収支ということになるとなかなか全体像が見えるような形で取り切れていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

アウトサイダーの件は、増島さん、回答でよろしいですか。

○増島専門委員 若干、どうですか。今ので整理ができていることになっているのか。

特に、放送事業者さんの側から結構反発があったという話なのですが、この制度なら大丈夫なのかというのを、総務省さんがもしいらっしゃったら、どう御覧になっているのかというのはちょっと教えていただきたいのです。

○高橋座長 総務省さん、どうぞ。

○総務省（湯本審議官） 総務省でございます。

以前、規制改革推進会議の投資等ワーキング・グループの間でも、放送事業者から慎重な意見があったことは我々も承知しております。

今般、放送事業者との間で意見交換をしてまいりましたが、放送事業者の意見を簡単に申し上げますと、やはり、この制度そのものに反対ということではなく、今後の制度の設計次第ということでございます。

具体的にどういうことかという、例えば制度が実現するときに、仮の話ですけれども、放送事業者側に過度な使用料や支払い等が発生するような制度になってしまうと、大臣からもお話がございましたとおり、全員がWin-Winの関係になるということが崩れてしまいますので、そうならないように皆様方が利益を享受してWin-Winの関係となるような制度にしてほしいというのが、放送事業者の考え方でございます。

以上です。

○増島専門委員 ありがとうございます。

すみません。ちょっと関連してなのですが、このみなしと推定について、推定だと反対の意思を表示をするとそうならないというのがあるのですが、実際にこれが運用をされたときに、例えば追っかけについてはこれは認めないとか、こういうことを権利者の団体の方がおっしゃい始めて、我々が思っていたことが実現しないみたいなことが起こったりするのかどうかという部分について、総務省さんのお見立てを少し教えていただけませんか。

○総務省（湯本審議官） ありがとうございます。

まさに、御指摘がありましたとおり、そのようなことになってしまい、結果として円滑に配信がされない状態となることを、我々も危惧をしております。

ただ一方で、権利者側につきましても様々な意見があるのは承知しております。そのような溝を解決するために、今後、制度面の改正とともにお互いが真摯に話し合いと調整を行い、その溝をなくしていくことをいかに早く行っていくかが今後の課題と思っておりますので、繰り返しになりますが、できる限りそういった運用面のルールについても前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○増島専門委員 ありがとうございます。

そこは総務省さんも一緒に動いていただいて、いい形に落ち着くような形で動いていただけるとは思っています。

○総務省（湯本審議官） はい。私どもも全力を挙げて、その辺りをサポートしていきたいと思っております。

○増島専門委員 はい。ありがとうございました。

○高橋座長 それでは、質問に戻ります。

小林議長、落合委員の2人、お願いします。

○小林議長 文化庁資料の「検討に当たっての基本方針」において、10月中に結論を出すべく専門のワーキングチームを設けて今から集中的に議論と書かれています。ワーキングチームの人選の考え方について教えていただきたい。放送事業者、コンテンツ権利者、ネットワーク配信事業者など含めて、相当高い専門性が必要だとは思いますが。

○高橋座長 続けて、落合委員、質問をお願いします。

○落合専門委員 ありがとうございます。

私からも2点ほど質問させていただきます。

まず、前回からの議論で短時間の中で、非常に建設的な提案をいただいたとっておりまして、去年から参加していましたけれども、河野大臣も入られて非常に大きな進歩があったのかなとっております。文化庁のほうの努力にも、敬意を表したいとっております。

1点目は、まずは裁定制度について御利用いただきたいということの発言もあったと思いまして、その内容についてどういうものかを考えているかをちょっと教えていただければと思っております。

1つが、「相当な努力」の要件を権利者不明の場合に緩和するということですが、この内容としてどういうものをお考えになっているのかということと、あとは時間的にそのほかの供託の免除だったりも含めてどの程度短縮できるのを目標にされているのかという辺りを教えていただきたいと思えます。また、協議不調の場合についても利用をとっているかと思えますけれども、まだこちらほうがより利用実績がないということ踏まえて、どういう形で利便性向上を図っていただく御予定かを教えていただきたいと思えます。

第2点ですが、先ほどから許諾推定ですとか、みなしのお話もあると思っております。

この辺りは今、文化庁で御検討いただいている内容というのも一つの合理的な内容なのではないかと思っております。ただ一方で、実際には同時配信がなされたときに本当に蓋かぶせがなくなるのかといった、本当に運用がうまくいくのかということが問題かなと思っております。

ですので、基本的なコンセプトが、まずこういう形でやってみるといいと思うのですが、うまくいくかどうかというのは実際にやってみないと分からない部分があると思えます。このため、これをやっていただいた上で、やはりまだ解消しきっていないということであれば、その次は放送のみなしだとか、そういうのを例えば2～3年とかそれぐらいで見えていただいた上で、さらに見直しをするような機会というものをつくっていただけるのかどうかまで考えていただけるのかを伺えればと思いました。

以上です。

○高橋座長 それでは、取りあえずここで回答を頂戴したいと思います。

蓋かぶせについては、文化庁さんの御回答とともに総務省さんもお考えなのかをお聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○文化庁（出倉審議官） 文化庁です。

まず、小林議長からの御質問でございます。資料の4ページ目を御覧いただきたいと思

います。

このワーキングチーム自体は、既に9月から議論を始めさせていただいております。

ワーキングチームのメンバーは基本的には中立的な立場ということで、学者の先生等々に入っただいて、法律的な面も含めてしっかり議論をしていただいているということです。

いろいろな関係者の意見はどのように把握するのかということがございますが、1回目のときには放送事業者からのヒアリングということで、併せて総務省さんからも一緒に取りまとめ内容をお聞きしております。

それから2回目のときには、権利者19団体でございますが、権利者の意見を聞いて把握をしております。

そういう形で、しっかり意見も聞きながら専門的な立場で議論をいただいて、あとは随時、総務省や関係者とも意見交換をしながら最後、取りまとめていきたいと考えてございます。

それから2つ目の裁定制度でございます。

具体的に相当な努力だとか短縮とか、どういうことが今、検討されているのかということでございます。

基本的には放送事業者の要望にしっかり沿いながらやっていきたいと思っておりますけれども、例えば今、放送事業者からの要望がありますのは、広告掲載直後から裁定申請を可能にしてほしいと。こういうお話もありますので、こういうところはしっかり対応したいと思っております。それをすれば、1週間程度の時間は短縮できるのではないかと考えてございます。

それから、最後の検証の話でございます。

私たち制度を所管するものとして、常に新しい制度を仕組みればその内容については検証をして、必要があれば見直しも含めて検討していくことはしていかなければいけないと思っておりますので、そういう中でまずは制度をつくり、施行いたしましたら実際にしっかりと使われるかどうか検証をして、しっかり対応していきたいと考えてございます。

以上です。

○高橋座長 総務省さん、お願いします。

○総務省（湯本審議官） 総務省でございます。

御質問のありました蓋かぶせにつきましては、私どももなるべく蓋かぶせのない状態となるのが当然ベストであると思っておりますので、しっかりと対応していこうと思っております。

その中で、文化庁からも検証の話がございましたとおり、今後、実際にサービスが本格的に展開するに当たりまして、仮に阻害する要因があれば、それが何であるのかということの分析や検証が必要だと思っております。その中で、例えば数値的なデータもなるべく多く取り、きちんとした分析を行っていききたいと思っております。

以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

佐久間委員、お願いできますか。

○佐久間委員 ありがとうございます。

ちょっと、今までの議論のやり取りを聞いていて、この許諾推定規定についてしつこいのですけれども確認をさせていただければと思います。

ここで言っているのは、放送の許諾をする際に、そのときに権利者が同時配信等については許諾いたしませんと極めて明確な意思表示があった場合には、これは同時配信等について許諾されない。したがって、そういうことがない限り、後になって「いや、実は」という話はないという理解でよろしいですね。

つまり、推定というよりは、ワンチャンスで意思表示をできるというだけであって、その後には実はあれ推定であったので、それを何らかの証拠でひっくり返すということがない、こういう規定との理解です。河野大臣の下でするので判子を押した書面でとは言いませんが、明確な意思表示が放送許諾の際にない限り、そのワンチャンスでない限り、後ではそれはひっくり返らない。

こういう理解でよろしいでしょうか。確認をお願いします。

○高橋座長 大事な点ですので、文化庁さん、確認をお願いします。

○文化庁（出倉審議官） まず一つ、明確に意思表示がされている場合には、当然、同時配信の場合も許諾という形にはならないということでございます。

文化庁としては、明確に意思表示がなされていない場合には、これは推定という形で手続を進めるということでございますが、後ほど立証に値する証拠があれば、それは推定ですのでそれをしっかりと証明するという形であれば、そこで議論をするということになるのではないかと考えてございます。

○高橋座長 佐久間委員、いいですか。

○佐久間委員 いや、その放送を許諾したときに、明確な意思表示がなければ後になって証拠で、実は許諾していませんということはないということでもよろしいですね。

先ほど言われたのは、そこで明確な意思表示をしている場合には、これは許諾されていないと推定するのだと。こういう理解でよろしいですか。

○文化庁（出倉審議官） 推定規定でございますので、実際、後から明確な証拠が証明できれば、それは許諾という形にならないことは当然あり得ると思います。

ただ、私たちが今聞いている限りでは、そういうような事例はほとんどないのではないかと考えておりますが、そこはよく権利者と相談して対応していきたいと考えております。

○高橋座長 明確な証拠というのは、例えば口頭だったら明確な証拠にはならない。文書であったら明確な証拠になる。でもそれも、事前に文書がなかったらということですよ。

ですから、後で事業者側が、例えばうそをついていたとか見逃していたという落ち度が

ない限りは、認められるということでもいいのですか。

○文化庁（出倉審議官） 今の明確な証拠については、今日の議論なども踏まえまして、しっかりワーキングチームで議論をして整理をしたいと考えてございます。

以上です。

○高橋座長 それでは、河野大臣、武井委員、お願いします。

○河野大臣 今のところは非常に大事で、後出しじゃんけんで「いや、実は駄目だったんです」と言うと、今回のやろうとしていることが根底から崩れますから、何をもって駄目だとなったかというのは、かなり明確なルールをつくっていただいて、推定で了解だと言って走り出してから駄目でしたということがないように、そこはしっかりとした基準をつくって万人が分かるようなものにしていただきたいと思います。

そこだけちょっと話を聞いていて不安なところが残ります。不安なところが残れば、放送事業者はなかなか踏み込めなくなってしまうので、そこはきっちりやっていただきたいと思います。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

明確にルールをつくっていただくということで、文化庁さん、よろしいですね。

○文化庁（出倉審議官） ありがとうございます。

しっかり、分かりやすいルールをつくって示していきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○高橋座長 ありがとうございます。

武井委員、どうぞ。

○武井座長代理 よろしく申し上げます。

何点かあるのですけれども、まず1点目が9月28日の文化庁さんの資料を見ていますと、同時配信等の定義の中で、視聴者から同時配信等に係る対価を徴収しない無料配信サービスを対象とすることでいいかという整理が書かれています。この無料配信に限定されている理由は何ですかということです。ここは今どのような感じの議論なのか、全く方向性が見えていないこれからなのか、そこをまず文化庁さんに教えていただければと思います。

○高橋座長 では、回答をお願いします。

○文化庁（出倉審議官） これは、放送事業者からの要望なども踏まえてそういう整理をしてございますが、具体のしっかりとした制度設計はまたワーキングチームでしっかり議論していきたいと思っております。

○武井座長代理 これは放送事業者さんからの要望なのですか。

○文化庁（出倉審議官） 無料配信を考えていると私たちとしては認識をしております。

○武井座長代理 ということは、無料配信とは何なのかということですね。要は、個別の番組に対して幾らか払う態様のものだけが除外されることが想定されているのか。ネットではいろいろな形で会員制になってお金を払うこともあり得ます。総務省さんにもちよっ

とお伺いしたい点ではあるのですけれども、有料、無料というところで区切るより、見逃し配信のような一定の時間の期間で区切ることだけだと駄目なのか。放送事業者さんは前からご指摘されているとおりビジネスモデルがまだ固まっていない段階なので、今後のいろいろなビジネスモデルに対してなるべく中立的というか、受けが広い形にしてほしいという要望だったわけですが、無料配信サービスだけとする理由がよく分かりませんでしたので。これからの議論なのかもしれませんが。

これからヒアリングされるのかもしれませんが、総務省さん、これらの点についていかがでしょうか。もしくは、これから議論なのかもしれないので、まだこの場ではお答えできないのかもしれませんが。

○総務省（湯本審議官） 総務省でございます。

この辺りの議論までは、正直申し上げて我々も放送事業者にきちんと聞いておりませんので、確認をしてみたいと思います。

ただ、一般論として申し上げますと、確かに武井委員のおっしゃるとおり、放送事業者のビジネスモデルにかなり依存する部分もございますので、まずは放送事業者に意見を聞いてみたいと思います。

○武井座長代理 ありがとうございます。極めて単純に考えると、無料配信に限定すると、それだけではパイは増えないことにならないか。多少は増えるのかもしれませんが。今回の改正の趣旨が、ウィン・ウィンでパイを増やしてそれを権利者を含めて分配するという仕組みなのに、有料のところをことさらに外す提案にしてパイが増えるのかどうか。一定期間という期間で区切る、放送と同等なところはどこまでですかという期間で区切るとかダウンロード不可というのは分かるのですけれども、その上でこの有料、無料という区切り方をなぜことさらにするのかというのは、よく議論したほうがいいかなと思いました。以上が1点目です。

2点目が、佐久間さんを含めて皆さんのおっしゃっている推定規定の作り方の箇所です。これは先ほど河野大臣もおっしゃったとおり、相当、神が細部に宿る、細部の重要な点なのだと思います。

その中で、放送事業者さん側のいろいろな不安であるとか、権利者さん側のいろいろな懸念とかありますが、立てつけの中でいろいろなアプローチの仕方があると思います。

1つめが実体要件的に規定するアプローチです。例えば、「正当な理由がある場合」とかの実体要件を規定して、実体法上で境界線を引くというやり方です。2つめがプロセス論で規定するアプローチです。後者は権利者の方は多数でいろいろいらっしゃいますが、放送事業者側は数が限られていますから、たとえば放送事業者がどこか特定の窓口でこういうものを受け付けたときには、権利者の意思表示があった、逆にそういう場合でなければ意思表示はなかったかのようなプロセスで明確にすることなどです。このプロセスのほうについてもいろいろな選択肢があると思います。こうした2つのアプローチがあり得て、いずれにしてもこの後出しじゃんけんが起きないための細部について、現場が回るように

いろいろな選択肢を考えていただければと思います。最終的には放送事業者の側がこれをいいと思って使っていて、あとで著作権法違反で刑事罰などになるようなリスクが少しでもあったら、およそ使われなと思います。刑事罰におよそならないことはそもそも明確にすべきだと思いますし、ここまでプロセスをやってればそれで前に進んでいいんだと、あとはお金の分配の話は残るけれども、という世界を実際に回るようにつくらないと駄目なのだと思います。今申し上げた実体要件的アプローチとプロセス的アプローチ、他にもいろいろな選択肢があるかと思いますが、そこはワーキングのほうでも専門的に、この推定規定が本当に回る仕組みを議論していただければと思います。以上が2点目です。

3点目が、先ほど過去の著作物まで含めた利用のお話がありましたが、過去のものは過去のもので権利があるわけですが、今回の裁定制度の見直しのところも関連させてなのですが、コンテンツのいろいろな権利処理を本格的にデジタル化することの大きな第一歩にさせていただくことが大事かなと思っています。これからのものは誰がどういう権利者か分かる、いろいろな見える化をしていくという仕組み、その一つのきれいな現れが裁定制度にもなってくるかと思っています。許諾を取りやすい仕組みという観点から、その一つの試金石的なものとして裁定制度があって、裁定制度を現に使うか使わないかは当事者が決めればいいのですけれども、裁定制度が使い勝手よく存在していて、かつ裁定制度を使わなくても当事者間で権利者の権利情報がデジタル的に分かると。そういうデジタル対応まで一緒にやっていっていただくことも、行政の文化庁さんや総務省さんなりが当事者間に適宜間に入っていただいて、いろいろ環境整備を進めていただければと思います。

以上3点です。よろしくをお願いします。

○高橋座長 ありがとうございます。

では、文化庁さん、お願いします。

○文化庁（出倉審議官） ありがとうございます。

まず、無料配信、それから有料配信の件でございますが、私たちは今回の整理をするのに地上波放送みたいなものを前提として今、議論をしてきましたので無料配信ということで考えておりますが、先ほど総務省さんからのお話もありましたので、よく総務省さんと相談して整理をしていきたいと思っております。

それから、明確なルールにつきましては、まさしく大変有意義なアイデアをいただきましたので、ワーキングチームで今日の先生の御指摘などもしっかりと披露して、しっかり議論をし、推定規定が動かないと私たちも困りますので、動く形にしたいと思っております。

最後のお話は大変、将来的には有意義なことだと思います。ちょっとすぐ私たちがどういうふうに仕組んだらいいかあれですけれども、頭に入れて勉強していきたいと思っております。

以上です。

○武井座長代理 すみません。1点言い忘れたのですが、これは確認なのですけれども、

この推定規定は要するに契約の意思表示の合致の話なので、そもそも放送事業者が同時配信等について許諾を求めたというのが最初にあるわけですね。許諾を求めて初めて権利者側の許諾が推定されるという規定であって、要は放送事業者側がそもそも同時配信等にこのコンテンツは使わないと判断をしたときには、放送事業者としては使いたいと求めていないものを権利者から推定で利用強制されることはないという整理でよいですね。あくまで意思表示の合致の話なので。

放送事業者さんがどういう意見なのか分からないのですけれども、そういった契約法的な点も一緒に整理していただければと、私の理解は今お話しした理解なのですけれども、そこもワーキングで一緒に議論していただければと思います。

○文化庁（出倉審議官） 私たちとしてはそういうことだと思っておりますが、専門家によくそこは法制的に整理をしていただいて、決めたいと思います。

○高橋座長 ありがとうございます。

今、手が挙がっていらっしゃる方はもう済んだという理解でよろしいでしょうか。

大臣、追加でございますか。どうぞ。

○河野大臣 ありがとうございます。

大方針は決まりましたけれども、やはりこういうものはルール細部で大きく違ってくるということがありますので、ぜひ文化庁、総務省、しっかり協議をした上で専門家の先生方の御意見をきちんとお伺いをして、細部に間違いがないようにやっていただきたいと思います。

また、この同時配信はこれからどういうビジネスモデルになるのかまだまだ分からないところがあると思いますので、将来にわたって何か制約をかけないように、将来に向かって開かれた制度にしていく必要があるかなと思っております。

我々が今、考えつかないようなビジネスモデルが行われるようになる可能性も十分ありますので、そういうところをしっかりと気をつけて議論をして法改正をまとめていっていただきたいと思っております。

非常にこれからタイトなスケジュールになりますので、手戻りすることがないようにしっかりと一步一步固めていっていただきたいと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

○高橋座長 大臣、ありがとうございます。

ほかに御発言のある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

大臣にもうおまとめいただいたので、私が何か申し上げるのも潜越なのですけれども、一応総括する役目がありますので、若干、改めて確認をさせていただきたいと思っております。

本日は、総務省と文化庁にお越しいただき、前回の続きとして具体的な制度改正のイメージまで踏み込んで御議論いただきました。

新しい制度が真に利便性の高いものとなるためには、詳細な中身に至るまで現場にとって明確であり、かつデジタル化も活用して見える化を進めていただきたいと思います。そ

して、実務に照らして実効性があるのかきちんと検証していく必要があるのではないかと
思います。

今後、制度設計や法案の作成を行うに当たっては、こまめに放送事業者等の関係者から
意見を聴取するように求めたいと思います。

また、当然のことながら、権利者の合意が得られなければ制度の実現は難しいと思いま
す。ネット配信というパイを広げて、ビジネスモデルとして成り立たせ対価の分配を実現
させれば、本来、国民、権利者、放送事業者がウィン・ウィンとなるものであります。そ
の点を権利者にも理解いただいて懸念を払拭するためにも、文化庁、総務省、放送事業者
が一丸となって調整を行うことが不可欠であると思います。

いずれにしても、この問題は長年にわたって議論してきて、もはや時間的猶予は全くな
いと申し上げたいと思います。

10月末に結論が出次第、法改正や運用面の改善に向けて直ちに措置をするように求めた
いと思います。放送事業者のネット配信の強化は重要な成長戦略であります。その中でも、
著作権分野の改革は喫緊の課題です。

引き続き、文化庁を中心とした議論については、当会議としても注視してまいりたいと
思います。

私からは以上でございます。

追加で何か御意見があればお伺いします。よろしゅうございますでしょうか。総務省さ
ん、文化庁さん、よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、説明者の皆様ありがとうございます。ここでウェブ会議ツールから御退室
ください。

(説明者退室)

○高橋座長 本日の会議は以上といたします。

最後に事務局より連絡事項があればお願いいたします。

○川村参事官 次回の当ワーキング・グループの日程につきましては、現在調整させてい
ただいているものもございますけれども、事務局より追って御連絡をさせていただきます。

以上でございます。

○高橋座長 それでは、これにて会議を終了いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

○河野大臣 どうもありがとうございました。